

## 審議に関する説明資料

・九頭竜川流域委員会の運営に関する事項

### 委員会の運営に関する事項

- ( 1 ) 委員会の運営方針（審議の進め方等）は委員会で決定する。  
また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も委員会が行う。
- ( 2 ) 近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた時、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

( 3 ) 議事骨子の確認について

案：委員会開催後、迅速な公開をするために、議事骨子の内容の確認は委員長に一任する。

( 4 ) 発言者名の公表について

案：議事のとりまとめに際し、発言者名の入った議事概要は作成するが、ニュースレターやホームページ等で公開する議事骨子においては、発言者名は公表しない。

( 5 ) 取材方法について

案：会議風景のTV・ビデオ・写真撮影及び発言の記録については、審議の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とする。